

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

「介護保険資格確認等 WEB サービスとの連携における API 仕様書（暫定版）」の公開及び「ケアプランデータ連携標準仕様」の今後の取扱いについて

計2枚（本紙を除く）

Vol.1505

令和8年5月27日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3944、3945)  
FAX：03-3595-4010

事務連絡  
令和8年5月27日

各 都道府県介護保険担当課（室）  
市町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課

「介護保険資格確認等 WEB サービスとの連携における API 仕様書（暫定版）」の公開  
及び「ケアプランデータ連携標準仕様」の今後の取扱いについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
介護情報基盤については、介護事業所等が介護保険サービスの利用者に関する介護情報等（介護保険被保険者証等情報、要介護認定情報等）の電子的な閲覧を可能とするものです。介護事業所等においては、電子証明書のインストールなど、必要な端末設定等を行った上で、インターネットに接続している端末から介護保険資格確認等 WEB サービス（以下「介護 WEB サービス」という。）を利用することとしています。

これに加えて、介護事業所等における更なる利便性の向上を図るため、厚生労働省においては、介護事業所等において利用されている介護ソフトと介護 WEB サービスとの API<sup>(注)</sup> 連携について検討してまいりました。この API 連携に対応した介護ソフトを利用することで、介護事業所等の職員は、ブラウザの画面にアクセスすることなく、業務上利用している介護ソフト上で、介護保険被保険者証等情報をはじめ、介護情報基盤の介護情報等の閲覧が可能となります。

今般、別添のとおり、「介護保険資格確認等 WEB サービスとの連携における API 仕様書（暫定版）」を公開いたしました。本 API 仕様書に係る留意事項、今後の予定、「ケアプランデータ連携標準仕様」の今後の取扱い等については、下記のとおりいたしますので、各都道府県におかれましては、貴管内の介護事業所、市町村、関係団体、関係機関等に対して周知をお願いします。

(注)：API (Application Programming Interface) は、システムやアプリケーション間で、情報やデータをやり取りする仕組みを指します

## 記

### 1. 「介護保険資格確認等 WEB サービスとの連携における API 仕様書（暫定版）」の公開について

今般、別添のとおり、公益社団法人国民健康保険中央会において「介護保険資格確認等 WEB サービスとの連携における API 仕様書（暫定版）」が策定されました。

本 API 仕様書は、検討中の事項も含まれており、更なる技術的な検討を行った上で内容の更新を行う予定ですが、介護ソフトベンダーにおける介護ソフトの改修に係る検討等に資するため、暫定版として公開するものです。

本 API 仕様書を御覧になる関係者におかれては、暫定的な内容であることに十分御留意ください。なお、本 API 仕様書の確定版については、本年夏頃を目途に改めて公表する予定です。

### 2. 介護ソフトと介護 WEB サービスとの API 連携機能に係る今後のスケジュール

介護ソフトと介護 WEB サービスとの API 連携機能については、今後、当該機能に係る介護ソフトベンダー向けのベンダー試験を実施する予定です。当該機能のリリース時期も含め、ベンダー試験の開始時期や申し込み方法、具体的な実施方法等については、別途周知する予定です。

なお、当該機能のリリース時期については、ケアプランデータ連携システムと介護情報基盤との統合以降を予定していることを申し添えます。

### 3. 「ケアプランデータ連携標準仕様」の今後の取扱いについて

ケアプランデータ連携システムを利用した居宅介護支援事業所等と居宅サービス事業所との間でのケアプランの送受信を行うため、厚生労働省において、「ケアプランデータ連携標準仕様」（以下「標準仕様」という。）を定め、介護ソフトベンダーへの介護ソフトの改修を依頼してきたところです。

ケアプランデータ連携システムは介護情報基盤との統合を予定しており、統合後は介護 WEB サービスの一機能（ケアプランデータ連携機能）となります。このため、「「ケアプランデータ連携標準仕様」の改訂について」（令和 6 年 10 月 11 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長及び認知症施策・地域介護推進課長通知）等によりお示してきた標準仕様は、本 API 仕様書の別紙としてお示しすることとします。

なお、ケアプランデータ連携システムが介護情報基盤と統合した後は、標準仕様第 4.1 版又は標準仕様第 5.0 版に対応した介護ソフトのみがケアプランデータ連携機能の利用が可能となります。

以上